

葉山町教育委員会行事の共催及び後援に関する規程

(趣旨及び目的)

第1条 この規程は、教育文化等の振興及び事業の推進又は向上を図るため、公益上必要と認められる行事（地方公共団体が実施するものを除く。）を行う各種団体等に対し共催又は後援を行う場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 共催 共同主催者としての責任の一部を分担することをいい、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ア 行事の企画又は運営への参画
- イ 実行委員会等企画運営にかかる会議への出席
- ウ 行事開催に要する経費の負担
- エ 会場の設営又は撤去、行事の進行等への参画

(2) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいい、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ア 名義の使用承認
- イ 周知のための広報又は啓発

(承認の基準)

第3条 教育長は、次の各号のすべてに該当する行事について、共催又は後援をすることができる。

- (1) 生涯学習又は学校教育の振興に寄与し、講演会、展覧会、音楽会、スポーツ等各種教室、講座、セミナー、研究大会その他これらに類する事業で、広く一般町民、町内小中学校児童生徒及び教職員の参加が見込まれるもの
- (2) 安全対策、廃棄物対策等が十分に講じられているもの
- (3) 主催者の存在及び役員その他の責任者が明らかであること。
- (4) 堅実な活動実績を有し、事業の遂行能力が十分であると認められる団体が主催する行事であること。
- (5) 参加料等を徴収する場合は、徴収の額及び目的が事業の規模と内容に応じて適正かつ明確であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事については、共催又は後援をしないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 町の政治的中立性及び宗教的中立性を損なうおそれのあるもの
- (3) 営利又は商業宣伝を主目的としているもの
- (4) 後援又は共催にふさわしくないもの
- (5) 団体の親睦目的のもの、団体の構成員のみを対象としているもの

- (6) 会員の勧誘を目的としているもの
- (7) その他教育長が適当でないと認める場合
(申請の手続き)

第4条 教育委員会の共催又は後援を申請しようとする者は、共催（後援）承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行事の開催1か月前までに教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 団体規約、会則
- (4) 団体活動実績
- (5) 団体役員名簿
- (6) その他教育長が必要と定める書類

2 教育長は、前項の申請書の提出を受けた場合には、速やかに承認の可否を決定し、共催（後援）承認（不承認）通知書（第2号様式）により通知するものとする。
(報告)

第5条 共催又は後援の承認を受けた行事の主催者は、当該行事の終了後1か月以内に共催（後援）行事实績報告書（第3号様式）を教育長に提出しなければならない。
(変更)

第6条 第4条の規定により承認を受けた後、内容に変更が生じた場合は速やかに共催（後援）変更届（第4号様式）を教育長に提出しなければならない。

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の葉山町教育委員会行事の共催及び後援に関する規程は、この訓令の施行日以後の申請分について適用し、施行日前の申請分については、なお従前の例による。